

石巻市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成21年5月22日

石巻市監査委員 山崎 武敏

石巻市監査委員 矢川 昌宏

石巻市監査委員 高橋 誠志

- 1 監査対象部課等 産業部 水産課（水産物地方卸売市場管理事務所、水産物流通加工総合管理センターを含む。）商工課（勤労者余暇活用センター、労働会館を含む。）観光課（サンファンパティスタパーク、観光物産情報センターロマン海遊21、石ノ森萬画館を含む。）企業立地推進課、農林課（牧山市民の森を含む。）
- 2 監査期間 平成21年4月8日から同年5月21日まで
- 3 監査対象範囲 平成20年度一般事務及び財務に関する事務の執行（平成21年2月28日現在）
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成20年度の一般事務及び財務に関する事務の執行状況について事務処理状況を試査したところ、特に指摘事項は認められなかった。